円余) に禍いされて如何と 金の利子の支拂等(一千万

五日

(日) こどもの日

三田

(土) 憲法記念日 (金) 八十八夜

一日

日赤募金開始

季節託児所開設 憲法週間 日

(木) メーデー

れたのであるが、尨大な借 約等あらゆる方策を請じら ある。もちろんその間にお 百万円の負債が残ったので 止まり、依然として一億一 度の元金を返済しただけに

ける予算引締め、冗費の節

もできなかったのである。

そこで再建整備法の制定

(1)

ては各方面にわたる簡素・

を受けて低利資金の借入を されたのを幸いにその適用

言言言言言

(日) 母の日  $\pm$ 少

愛鳥週間 立夏

児童憲章制定七周年 端午節句 花まつり

(木) 衆議院議しない。

 $\pm$ 

軽自動車税料

りました。しかし、

して町財政の再建を期した 合理化と経費節減が断行さ

健全財政を第一目標と

述べてみたい。

る。

負債の現況について簡単に 目を迎えるに当り、本町の

が浮くことになったのであ

で、年額約六百万円の財源 九厘六毛)の利息で済むの ることに決定し、再建の第

歩を踏み出して現在に至

息を支拂っていたものが、 を完済したのである。これ 従來の高利な闇借金の一切 |金三千五百万円、公募資金

再建債は年三分五厘(日歩 により大がい日歩三銭の利 進特別措置法の適用を受け

に困窮するに至り、昭和三

六千五百万円)の交付を見

年五月地方財政再建促

ったのである。

今ここに、合併後第五年

空月

した。そのため多額の借入

て、再建債一億円(政府資

め諸種の事業を急速に実施 した本町は、新町建設のた

## 昭和33年5月10日発行

善町役場 集行 責任者 中田憲政 定価1部5円

造したのもこの三年間であ るが、一面新町の基盤を創 年は昭和二十九年から三十 政の苦悩にさいなまされた

一年にかけての三年間であ

## 7

べきでなかろうか 町が力強く誕生したという しみじみ味わいつつ新人善 った。結局生みの苦しみを

政 課 本 H 清 治

※昭和二十八年十月に合併 | のである。 た三十一年十二月末におい 再建整備法の適用を受け 再建債 その他 長期債

▼32年12月末現債額 長期債 を含む) 三七、〇五

ては今後年次償還計画に基 再建债 この現債額の償還につい 計

されることは確実である。 ない限り順調に計画が実施 □%が返済されるのであっ においては現有負債の約八 き、逐次償還し、再建計画 て、経済界の著しい変動の の最終年度(三十八年度)

前に述べたように最も財一内に新しく作りかえなけれ 元金 一四、七四六千円 —三十三年 返済額 八、六三八千円 四月一日から向う三カ年以 第二十七号)により、本年 昭和三十二年法務所省令

四百万円余という莫大な額

七千円を返済したので、残

いては、わずか二百万円程 となったのである。 別債としての借入金が一億

▼31年12月末現債額 っている。 額一二四、八三四千円とな 本年三月末までに六、六三 六三七千円を償還し、更に カ年間に元金のみで一五、

然るに昭昭三十年度にお

じた赤字は、長期債を除い

一時借入金いわゆる特

和二十九年度末において生

次の表に示す通り最初の一

負債返済状况については

合併の基本年度である昭

合計 (新規起債四〇〇万円 九四、四二〇 一四三、一〇八 100,000 三四、五〇八 八、六〇〇

このたび皆さんの戸籍は 新 戶

籍になおします

ばならないことになりまし して作ることに改められま 員が一つの戸籍におさめら は、戸主の下にその家族全 れて、これまで日本の戸籍 一日から新戸籍法が実施さ ように、昭和二十三年一月 籍は夫婦とその子を單位と 従って戸主もなくなり、戸 により家の制度が廃止され れておりましたが、新憲法 すでに皆さんも御承知の 合にその関係の者だけにつ り、又は養子縁組をした場 婚姻したり、子供が生れた ことにしておいて、新しく られた戸籍として取り扱う を新しい戸籍法によって作 これまでの戸籍を一応これ ことはできないことなので といえども無くしてしもう の資料である戸籍は、一日 明する重要な、しかも唯一 のような、いわゆる人の身 分関係を登録し、これを証

なければならないはずであ た昭和二十三年一月一日に ば新しい戸籍法が施行され 戸籍は新しい法律に反する 位として作られていた古い これを全部新しく作りかえ 結果となるので、本来なら 従ってそれまでの家を単 たときには全部作りかえな一三、参加資格と条件 は新戸籍法施行後十年経っ ります。これ等の古い戸籍 古い戸籍のままになってお 未だ全体の戸籍の六〇%は 戸籍を除々に新しい戸籍に 作りかえて來たのですが、 籍を作ることにして、古い 動的に新しい制度による戸 いて市町村役場で職権で自

二、主催

一競作会を開催する。 善を図るために米作入善 的とし高位収穫技術の改 町稲作の収穫量向上を目

る一反歩同一品種で同一

接田の場合二枚まで)

地附近に來て、宮本兵衛は 善万四郎兵衛などと共に当 うものが水野源内、九里某 年間(一、一五〇年程前) に紀洲の浪士宮本兵衛とい

砂質浅耕土地帯である本

2競作田の面積は一反步

以上(畔を境とした隣

1水田三反歩以上の耕作

全国的に稀有の冷水潅漑

農家

趣旨

本 年 度

「米作入善」」 作

会開催要網

たかをみてゆきたい。

郡史稿に「下山村、大同

入善町

定の様式により六月十日

申込方法と期限

農業協同組合を通じて所一り巡回して下山村の境界を

きめたものであるという。 の字牛が首の辺より牛に乗 近の野方支配となり、現今 この下山に居住し、この附

鑑された所となる。

すると、ととが一番早く開

黒部大橋完工開通式 4月24日

渡橋式 中、 渡り初めの混雑 Ŀ, 黒部大橋の全景

した。

に作りかえることになりま

籍を新しい制度による戸籍 よ本年四月一日から古い戸 で終りましたので、いよい この十年という期間は昨年 ければならないことに規定

なお、この戸籍の作りか とになったのであります カ年以内に作りかえるこ 齊に本年四月から向う三 い戸籍を全国各市町村一 ありますが、これらの古

されてありましたところ、

五、審査

1八月上旬地区において

中村、西中、島迷、下野、

時の支配地は今の野中村の 衛牛とあだなしている。当

予備審査を行い、

野新、金山、日吉新、下林

沢、大家庄村の下山新

出する 区より三点を審査に選 ح

まで町産業課あて申込む

今尚その子孫の坪野家を兵

(1)一組の夫婦とその子ごと

六、審査員

る審査の方法は審査員に 2本審査は成熟期に行う

おいて決定する

1審查員 町産業課長

地という所から出たものだ う。地名は山の下にある土 村へ納めて來たものだとい れらの村々から野役を下山 たもので、明治維新前はこ の十ケ村をも併せて支配し

農業改良普及事務所主

2審查補助員 町産業課

任

員 農業改良普及事務

郎兵衛は殿村附近を領した 内は山崎村を開き、善万四

訳はわからない)」「水野源

(ミザヤマというが、その

」と書いている。

越中史徴には「今俗にニ

次のように作られるのです

新しい制度による戸籍は

②戸籍の最初に記載されて

はその次に書くことになっ 妻の名を一番先に書き、夫 は新しい戸籍を作る場合、 って妻の戸籍に入籍した人 以前)婿養子縁組婚姻によ 法施行当時 (昭和二十二年 えにあたっては、古い戸籍

新しい制度では筆頭者と 内にはいらないことにな にわたる者が一つの戸籍 て親、子、孫という三代 戸籍に入籍させる。従っ 養子は、この新しい親の を作って、その子または について必ず新しい戸籍 たりしたときは、その者 り、または養子をもらっ 者以外の者に子が生れた いいます)と、その配偶 いる者(昔の戸主ですが 年五月三日~昭和二十二年 置に関する法律」が施行さ 望のある方は、早く総務課 を筆頭者として作りかえる 名を先にして作ってもらい ていますが、夫婦から夫の

戸籍係まで申し出て下さい

決定し町長が表彰する

審査の結果により等位を

しかし、「日本国憲法の

ことができることになって たいとの申出があれば、夫

t

表彰 所職員

いますから、このような希

れていた当時(昭和二十二

録を提出しなければ 本審査に選出された

農家は所定の耕種記

ぶ所がある」と記している といっている。上市附近に け山という意味から出たも 名はミサヤマである。みさ サヤマと呼んでいるが、本

も下田と書いてミサダと呼 ので、低い地であるからだ

施行に伴う民法の応急的措

三等

等 等

二点 三点 点

(3)配偶者のある者が配偶者 り、二組以上の夫婦が同 の夫婦を他の夫婦の戸籍 でも未だ全体の約六割は じ戸籍に入ることがない 必ず他の新しい戸籍を作 入籍すべき夫婦について に入籍させることなく、 に入籍する場合には、そ 縁組等によってその戸籍 とともに他の夫婦と養子 ている従前の古い戸籍は 叔母、甥、姪等のものが 親と子と孫または叔父、 **削にも述べたように当町** つの戸籍におさめられ します。 夫を妻より先に記載して筆 籍に入籍した夫については 例え前述の申出があっても んから御承知下さい。 十二月三十一日)に妻の戸 は大変なことで、

らといって、親子とか夫婦 なことでありました。だか 情からしてとうてい不可能 とは、当時のいろいろの事 たくさんな全国民の戸籍を 一時に作りかえるというこ

| ます。皆さまの方でもこう 常に忙しくなり、従ってご 頭者とすることはできませ らないように努力してやり 限り皆さまに御迷惑のかか しい戸籍に作りかえる仕事 して、御協力をお願いいた いう事情を御理解下さいま たごたしますが、出来得る このように古い戸籍を新 役場も非 林がこんど富山県天然記念 狀地がどのように開拓され し、併せて暫らく黒部川扇 に下山の成立ちを明らかに 物に指定された。この機会

45 🗈

竹 人の豪族が永年に亘って所 垣のあとがある。之は昔二 さ約二キロの間に所々に石

下山八幡社の大藤と境内 幡社のハバの上の一帶を善 議の上、この石垣を築いて 領を争い、勝敗決せず、 境界にしたのだという。八 今江の中間に「善万野」 る。尚、野中の上今江と下 万野と呼んでいるそりであ

٤

形をしているので牛が首と ハバの突出た形が牛の首の 地内腰本米次郎氏附近にも の木寄りである。尚墓の木 に小字として今もある。 幡社より南二、三百米、 牛が首という地名は下山

いう小字がある。

住みついたことが本当だと とがある)に紀洲の浪士が 台地の西側に黒部川の川あ でにこの下山の坪野台地 た時分と思れる。この頃す 入善の庄が出來ていなかっ 呼んでいる所がある。 大同年間というと、まだ

145

ならない

野中を経、舟見町に至る長 と呼んでいる)をのぼって の附近から河岸段丘(ハバ

下山八幡境内のみこし倉

下山のなりたち

(第38号)

の所で二、二一M

ポリラ

途中時間

ものいわぬ農民

割引き、割戻し

国際的労働祝日

7

ある商品に対する不買運動 忌避すること

婦人の新生活

三Mの所で一、九M 九尺二寸) 根元一M 根周り二、七八Mへ

もある大木である。

られていなかったが パッとせず、広く知

あることとてあまり とした宮の森の中に り気にとめていないようで ています。土地の人はあま

入

るほど崇高な美しさです。

と島停留場でわかれ、島の

新屋、

舟見方面バス道路

このこぶしが、いまお勧

## お 勸 8h 1 1: キン グ ٦

1

ス

(その一)

歓迎されています るので、一般から 本の滝に芽りる

が、白木蓮よりももっと雅 ように白木蓮に似ています の花をご存じですか。 とぶしは、つぎの写真の 皆さん、こぶし(辛夷)

そして、香り高い花です。

りぼつり咲きます。その美 雑木に 吹かな かの木 まじっ の芽が いころ

しさは、山の精とも思われ 行程です。

い農魂をしのびましよう。 いた人の雄大な規模と逞し んぼがあります。これを拓 が七枚もある大羽塚の大田 さが千五~八百歩もあるの ころ、左手に一枚の田の広 部落を越え、松林にかかる

も平地に群生して林をなし ス」の墓の木に、不思議に 下山方面のハイキングコー めしようとする「墓の木、

入川の上流に当る湿地帯の一の木にも鉱泉があったもの一よっで控除するという仕組 入るころ例のこぶしの群生 林があります。この林は、

平地では四月の中・下旬

味があり、もっと滑純な 川にほ

のコースを全部歩きとおし よう。 グコースは滅多にないでし これほど充実したハイキン どる者がないようですが、 内のこの山の手コースをた たとしても十六、七キロの を引かないように、本町管 起点を花月公園としてこ

いです。 見おろし、眺望は非常に良 中腹を引いてある発電水路 部川扇状地を地図のように ちは散步には好適です。黒 の岸は、夏草の茂らないう

することになった。

天然記念物の指定になった ろいてしよう。 語りを聞けたらなおおもし 大藤を見、土地の人から昔 下山の宮では、今度県の

清水の供給源でした。現在 下山鉱泉があり、以前は墓 この「はば」は、昔から はこぶしの花の満開期です

大藤→小杉…… 墓の木→黒部川原→ 入善→島→こぶし→ 山の手コース

こぶしが地元の人の注意

部の連山を仰ぎつつ辨当の 別です。 包みを開く楽しみはまた格 で、近く愛本橋を眺め、黒 水路の沈砂地附近の堤防上

「はば」(河岸断丘) 0

申告のとき、貯蓄をした取 扱い機関の発する証明書に 申告所得者については確定 するものである。給與所得 三年と三十四年分の所得税 者は年末調整の際に、また 額から、年間貯蓄額の三% (最高六千円まで)を控除

がまっ白になっていますか 盛りに行くと、林の梢全体 ぶしの林があります。花の 手の少しはなれた所にもこ の混成林でありますが、右 **葭原にあるはんの木などと** 

ら、すぐわかります。

ほどなく発電水路堤づた

いに黒部川に出ます。発電 ますが、途中簡易 通って帰路につき 日せきに効くとい が、昔は眼病や百 つつ水道事業の真の意義を一てみるのも良いでしよう。 水道の貯水池や給水塔を見 | 感得し、高見農園を見学し が信じていたそう うことを土地の人 下山から小杉を

貯蓄すれば稅金が 減る「減稅預金制度」

ביית שייות וותחוות ביותר וושתייות בייות בי

をした者に対し、昭和三十 を設け、四月一日から実施しのでなく、国家経済の安定 置として「減税預金制度」 この制度は、長期の貯蓄 | 減税預金制度を有効に利用 政府が貯蓄増加の臨時措]である。 に役立つものであるから、 貯金は、個人のためばか

**\Q** して大いに貯金しよう。 券投資信託の受益証券の びに公社債、株式及び証 貸付信託を含む及び定期 金額を除く)の払込み並 生命保険料控除の対象分 積金並びに生命保険料( を除く)合同連用信託 は預貯金(勤務先預け金 対象となる貯蓄の種類

払日に毎月積立て、又は ・貯蓄の形態は給与の支

県天然記念物

0

下山宮の大藤

下山八幡社の大藤

ハンガー・ストライキ

絶食して座りとむ労働組

美しい、

眉目美しい

美男子

奥又四郎

間は、多分一生涯若さ

青春を大切にする人

できるだろう。 をもちつづけることが

(ことばの手帳より)

青春の浪費者たちなの

いたわることを知らぬ

太陽族とは、青春を

れねばならない。 青春はもっと大切にさ 痛い喪失であるならば が人生における最も手

合の闘争戦術

景気、人気、一時的空景気

大名華族 極地に逝ける人々

集団競技、団体体操

歩調、速度

(2) 基礎、基準

おてんば娘 ハンサム・ポーイ 彭

語

敖

3

**\** の預金にすると納めるべ まり二〇万円を二年以上 をその年分の所得税額か %相当額(最高六千円) た長期性の貯蓄である。 もの、その他これに準じ した期間)が二年以上の の一と据置期間とを合計 入期間(積立期間の二分 置くもの、そして平均預 積立て、かつ一定期間据 託については六カ月以上 で、預貯金と合同運用信 毎月一定額積立てるもの 控除額は年間の貯蓄三

を受けた。

この藤はウツソウ

県天然記念物の指定 は、四月十一日富山

しよう。 刹の混用撤布を励行しま 日以内にBHCと銅水銀 多いのですから、植付五 ら本田に移される場合が

家畜共進会

ましよう。 苗代末期に忘れずに致し 乳剤」やテップの撒布も などの撲滅に「マラソン つまぐろよこばい・螟虫 はむぐり・どろおい・

の割でまいて下さい とかし、坪二~三合 各十五匁を水一斗に BHC・銅水銀剤は

2松本良一

すること。特定しないで誰

に何分の一というようにゆ

人について五十万円) 税法による課税最低限は各 産は非課税とする。(現行 ×5) つまり 三百万円の遺 人なら、150万円+(30万円 たとえば、法定相続人が五

遺産の金額が一千万円程 3 税率の引下げ

5

配偶者控除について限度 特別控除の調整 よって財産を特定して遺贈 贈(家とか株券とか相手に 人以外の者が受けた特定遺

産の額に応じて按分すると

いう二段構えの計算方式と

渡し(遺贈)のうち、相続

の場合には課税しないよう 数を掛けた額の合計額以下

と三十万円に法定相続人の

に課税最低限を引上げる。

遺言による財産のゆずり

相続

税法改正案の要点

黄化萎縮の警戒

な苗や屑苗は使わないよ 険がありますから、そん うにしましよう。 は黄化萎縮病にかかる危 泥水を直接かぶった苗

> か遺贈を受けた財産もすべ 改正後は相続した財産のほ 対象とする。したがって、 ているが、これを相続税の 法では贈与税の対象となっ は包括遺贈という)は現行 ずる財産の割合を示す場合

て相続税がかかることにな 課税実績のサンプル調査の

課税最低限の引上げ

産五百万円では三十三万円 平均で計算してみると、遺 を図る。この結果、従来の するよう累進税率の引下げ 度の階層までの負担を軽減

> ち、現行法では配偶者控除 者控除を引上げるなど特別

控除の調整を図る。すなわ を設けるとともに、末成年

稲の病虫害は、苗代か 薬剤を撒きましよう 青木 遺産の金額が百五十万円一遺産額一千万円では四十万一一の相当額を差し引くこと

3西野幸雄 3木本数衛 2野沢宗正 2今井清秀 3泉茂治 の結果入賞者は次の通り。 出品点数は一二〇で、審査 [仔牛] 1等 笹原竹松 七回家畜共進会を催した。 月九日背木小学校校庭で第 〔乳牛〕1等 松本市郎 (肉牛) 1等 青木地区畜産組合では四 3川原 野沢盛作 潔

> る北川一光 2北川一雄 る高沢清作る西野宇之次郎 [馬] 1等 青| 葉たばこ苗床品評会 青木地区葉たばこ耕作組 3橋本冶鲊 杉原豊吉 合では四月二十一日葉たば により次の人が入賞した。 藤井、中仙道兩技師の審査 こ苗床品評会を開いたが、 2木沢広作 2上島一雄 松沢暢次

入 善 図 書 舘 新着図

科学・モラル・芸術 虚無 近代日本の思想家たち 明日が信じられない 神と性と暗号 社会心理学入門 この国あの国 書 名 村山 南 著者名 高橋新吉 向井啓雄 節 茂 日本人の生活意識川島武宜 はだか風土記 宇宙時代に生きる 洪 あなたは長生きできる テレビその功罪 水野正次 エレガントな解答 種子は揺かれた 西野辰吉 童心まんだら 矢野健太郎 池田彌三郎 岡部政裕 高橋良和

女性についての一〇三章 日本の労働運動 高野 実 すぐわかる簿記神納金之助 哀しきものの記録 先生といわれるほどの 蜂須賀年子 大牟羅良 藤卷幸造 秀彦 |うまいもの巡礼 家庭思いつき百科 日本農業の基礎知識 養鶏百科 化学繊維 上手な育児下手な育児 味のすべて 読売新聞婦人部 飯島敏三郎 井本 木田文夫 カ 稔

らお教え下さい。「中田」 し、行間を1/6字分広くし いてお気付きがありました ました。 め本号から紙面の横を広く 町報をよりよくするにつ 町報を読みやすくするた 3山本仁次郎 3本田芳一 3松本市郎

いる。 とイングローはいって ほど甚大な喪失はない。 青春をうしなうこと

**/青春の喪失にまさる** 

あ

٤

が

**- 146 -**

円程度の税金が安くなる。 の数(法定相続人以外で遺) 遺産の総額と法定相続人

贈を受けた者の数は関係し を各相続人の実際の取得財 の総額を算出して、この額 ない)によって一応相続税 に改める。一方の未成年者 の一相当額を差し引くよう となっているが、これを納 付すべき税額からその三分 控除は、その人が満十八才 差引くこととしているのを いて二万円を課税価格から になるまで、毎年一年につ

ついて一万円を税額から差満二十才になるまで一年に 引くように改める。 相続税と贈与税との負担 6 贈与税の改止

するほど税金の減る度合が する。これは、遺産を分割

是正するためである。 大きいという現行の欠点を

は課税価格からその二分の一み重ねて課税する制度を設 また、一定期間(三年)の 贈与については、これを積 では税率の引下げを図る。 げ、課税価格の低いところ 十万円から二十万円に引上 贈与税の基礎控除を現行の のつり合いを図る意味で、

- 魚津税務署1